解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年八月二十六日鹿児島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十五日

鹿児島市荒田一丁目二九番二号

鹿児島市常盤台土地区画整理組合

代表清算人　大園　幾雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月十五日

兵庫県たつの市揖西町竹原四五六番地

宗教法人松林寺

清算人　藤元　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡興部町字興部七二二番地八、最後の住所北海道江別市文京台五五番地の六サンテラス文京台壱番館二〇三号室

被相続人　亡　小出　浩之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

事務所札幌市中央区北一条西一〇丁目札幌弁護士会館六階坂口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　門馬　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡富谷町三丁目一三番地五、最後の住所本籍地と同じ

被相続人　亡　後藤　慎一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

主たる事務所仙台市青葉区二日町三番一〇号グラン・シャリオビル五Ｆ

相続財産管理人

司法書士法人ｊ－ｆｉｒｍｓｅｎｄａｉ

代表者代表社員　中田　康文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡美野里町大字中野谷五〇一番地の三二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　石塚　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

茨城県水戸市南町一丁目三番二六号大久保ビル二階　相続財産管理人　荒川　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市諸川二五五二番地、最後の住所茨城県古河市諸川七一一番地三

被相続人　亡　小木　つや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

茨城県古河市長谷町二七番六号弁護士法人かなえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡塩谷町大字道下四七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柿沼　勝壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

栃木県矢板市末広町四五－七

相続財産管理人　弁護士　酒井　優壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市東所沢二丁目四七番地三、最後の住所埼玉県所沢市北所沢町二〇七六番地の二五

被相続人　亡　中村　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

埼玉県川越市脇田本町一五－一八　ニューパレスビル三階　埼玉川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　太司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市日の出町一〇〇番地二〇四、最後の住所千葉県木更津市日の出町一〇〇番地二〇四

被相続人　亡　羽賀　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市栄区野七里一丁目二番、最後の住所横浜市港南区笹下一丁目八番五－五〇二号

被相続人　亡　竹下　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

横浜市中区南仲通三－二六　カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区麦田町一丁目一七番地、最後の住所横浜市中区麦田町一丁目一七番地ピークス山手一Ｆ

被相続人　亡　石川　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

横浜市中区山下町二五二番地グランベル横浜ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　野呂　芳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市志積第一五号二二番地、最後の住所福井県小浜市加茂第二号五二番地

被相続人　亡　浮田　梅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十五日

福井県小浜市遠敷十丁目八〇六番地の二

相続財産管理人　田中　政哉

特定社債償還公告

特定社債権者各位

ビッグスカイ２００８－１特定目的会社

ビッグスカイ２００８－１特定目的会社第１回一般担保付Ｓ１号特定社債、ビッグスカイ２００８－１特定目的会社第１回一般担保付Ｓ２号特定社債及びビッグスカイ２００８－１特定目的会社第１回一般担保付Ｓ３号特定社債（以下総称して「本特定社債」は、本特定社債の要項（以下「本特定社債要項」）第十四項（三）に定める早期償還事由が発生したことにより、平成二十八年十一月十五日をもって全額償還されますので、本特定社債要項第十四項（三）に従い公告いたします。

本特定社債の元利金は、本特定社債の支払代理人たるみずほ信託銀行株式会社（以下「支払代理人」）により、株式会社証券保管振替機構の定める「社債等に関する業務規程」及び支払代理人とビッグスカイ２００８－１特定目的会社との間の本特定社債に係る発行及び支払代理契約証書の定めに従って各特定社債権者に支払われます。

平成二十八年九月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

東京共同会計事務所内

ビッグスカイ２００８－１特定目的会社

取締役　内山隆太郎